

## 法政大学大学院紀要要領〔人文・社会科学系〕

(総 則)

第1条 法政大学大学院紀要は人文・社会科学系及び理工系に分けて発行することとし、人文・社会学系紀要に関わる事項を本要領に定める。

(目 的)

第2条 法政大学大学院紀要〔人文・社会科学系〕(以下「紀要〔人文・社会科学系〕」という。)は、本学人文科学研究科、国際文化研究科、経済学研究科、法学研究科、政治学研究科、社会学研究科、経営学研究科、人間社会研究科、政策創造研究科、公共政策研究科、キャリアデザイン学研究科、およびスポーツ健康学研究科(以下「人文・社会科学系各研究科」という。)大学院生が研究指導を受けて、研究成果を発表するために発行する。

(発行者)

第3条 紀要〔人文・社会科学系〕発行者は、第5条に定める編集委員会とする。

(発行日)

第4条 紀要〔人文・社会科学系〕は、年2回発行し、発行日は原則として10月末日及び3月末日とする。

(編集委員会)

第5条 紀要〔人文・社会科学系〕を編集するために、研究科長会議に、紀要〔人文・社会科学系〕編集委員会(以下「編集委員会〔人文・社会科学系〕」という。)を置く。

(1) 編集委員会〔人文・社会科学系〕は、人文・社会科学系各研究科長12名の委員で構成する。

(2) 編集委員の任期は、1年とする。

(編集委員長)

第6条 編集委員会〔人文・社会科学系〕に委員長を置く。

2 委員長は第5条第1項第1号の委員の互選により選出する。

(資 格)

第7条 紀要〔人文・社会科学系〕への論文を掲載する資格を有するものは、次の各号に該当する者とする。

(1) 人文・社会科学系各研究科に在籍する大学院学生

(2) 人文・社会科学系各研究科において修士課程又は博士後期課程を修了した者で、修了後2年以内の者

(3) 人文・社会科学系各研究科において博士後期課程を満期退学した者で、退学後3年以内の者

(4) 人文・社会科学系各研究科に在籍する大学院研究生

(5) その他編集委員会〔人文・社会科学系〕が認めた者

(掲 載)

第8条 紀要〔人文・社会科学系〕へ掲載する論文は、次の各号に該当するものとする。

- (1) 研究論文
- (2) 研究論文に準ずる資料、目録、邦訳
- (3) 博士学位論文の要旨及び審査結果の要旨
- (4) 修士論文の要旨
- (5) その他編集委員会〔人文・社会科学系〕が認めたもの

(推 薦)

第9条 論文掲載の応募には、指導教授の推薦を要する。

(原稿枚数)

第10条 第7条の規定による論文の原稿枚数は、原則として、400字詰原稿用紙で写真、図表を含めて、100枚以内とし、外国語は12,000～13,000ワード以内とする。

(審議事項)

第11条 編集委員会〔人文・社会科学系〕は、次の各号を審議する。

- (1) 掲載論文の募集に関する事項
- (2) 掲載論文の選考に関する事項
- (3) 紀要〔人文・社会科学系〕の形式に関する事項
- (4) 紀要〔人文・社会科学系〕のあとがきに関する事項
- (5) 紀要〔人文・社会科学系〕の送付先に関する事項
- (6) その他紀要〔人文・社会科学系〕の発行に関する事項

(公開方法)

第12条 紀要に掲載された論文等の公開方法は、冊子発行および法政大学学術機関リポジトリを構成するデータベースの部分として原則公衆送信とする。

(改 廃)

第13条 この要領の改廃は、研究科長会議で決定する。

付 則

- 1 この要領は、2007年10月1日から施行する。
- 2 この要領は、2012年4月1日から一部改正のうえ施行する。
- 3 この要領は、2013年4月1日から一部改正のうえ施行する。
- 4 この要領は、2014年4月1日から一部改正のうえ施行する。

- 5 この要領は、2016年4月1日から一部改正のうえ施行する。
- 6 この要領は、2022年10月13日から一部改正のうえ施行する。